

【小学校、中学校】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	亀阜小学校 北棟校舎	香川県高松市亀岡町10番1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.38$ $C_{tu} \cdot SD=0.780$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
2	鶴尾小学校 南棟校舎	香川県高松市松並町636番1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.38$ $C_{tu} \cdot SD=0.622$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
3	木太小学校 本館 中棟校舎	香川県高松市木太町3480番1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.33$ $C_{tu} \cdot SD=0.730$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
4	前田小学校 南棟校舎	香川県高松市前田東町819番3	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.31$ $C_{tu} \cdot SD=0.78$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
5	仏生山小学校 東棟校舎	香川県高松市仏生山町甲2461番	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.39$ $C_{tu} \cdot SD=0.581$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
6	香西小学校 南棟校舎西	香川県高松市香西南町703番1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.33$ $C_{tu} \cdot SD=0.722$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
7	鬼無小学校 北棟校舎	香川県高松市鬼無町佐藤607番1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.37$ $C_{tu} \cdot SD=0.52$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
8	中央小学校 北棟本館校舎	香川県高松市松縄町1138番	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.30$ $C_{tu} \cdot SD=0.721$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
9	木太南小学校 北棟校舎東	香川県高松市木太町1530番1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.40$ $C_{tu} \cdot SD=0.80$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
10	牟礼南小学校 本館校舎東	香川県高松市牟礼町大町1115番1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.32$ $C_{tu} \cdot SD=0.504$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
11	香川大学附属高松小学校 教室管理室	香川県高松市番町五丁目1番55	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.33$ $C_{tu} \cdot SD=0.42$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
12	桜町中学校 中棟校舎	香川県高松市桜町二丁目12番4	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.33$ $C_{tu} \cdot SD=0.549$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
13	玉藻中学校 本館校舎	香川県高松市上福岡町714番1	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.32$ $C_{tu} \cdot SD=0.774$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
14	太田中学校 北棟校舎西	香川県高松市太田下町1800番	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.31$ $C_{tu} \cdot SD=0.74$	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0

I_s/I_{so} :必要耐力に対する保有耐力の割合、 $C_{tu} \cdot SD$:強度及び形状の指標、Z:地域指標、G:地盤指標、U:用途指標

・各診断方法に応じた構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、以下の附表により当てはめ、大規模の地震に対する安全性(Ⅰ～Ⅲ)を読み取る。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{tu} \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot SD$

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

【観覧場】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	高松競輪場中央スタンド	香川県高松市福岡町一丁目4番46	観覧場	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un}=0.63$	耐震改修	令和3年度から令和5年度	I=1.0
2	高松競輪場西スタンド	香川県高松市福岡町一丁目4番46	観覧場	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un}=0.13$	解体撤去	令和2年度	I=1.0

$Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$:必要耐力に対する保有耐力の割合、I:重要度係数

・各診断方法に応じた構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、以下の附表により当てはめ、大規模の地震に対する安全性（Ⅰ～Ⅲ）を読み取る。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GIs < 1.0$
			$1.0 \leq GIs$

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- (※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

【百貨店その他の物品販売業を営む店舗】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	高松三越本館	香川県高松市内町7番1	店舗	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	Is/Iso=1.05	-	-	Z=1.0 G=1.0 U=1.0
2	宮脇カルチャースペース	香川県高松市朝日新町15番地11、15番地12	店舗	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.01 Ctu・SD=0.64	-	-	Z=1.0 G=1.0 U=1.0

Is/Iso:必要耐力に対する保有耐力の割合、Ctu・SD:強度及び形状の指標、Z:地域指標、G:地盤指標、U:用途指標

各診断方法に応じた構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、以下の附表により当てはめ、大規模の地震に対する安全性(Ⅰ～Ⅲ)を読み取る。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso < 0.5 又は Ctu・SD < 0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0 ≧ Is/Iso かつ 0.3・Z・G・U ≧ Ctu・SD
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	Is/Iso < 0.5	左右以外の場合	1.0 ≧ Is/Iso

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- (※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

【ホテル】

No.	建築物の名称		建築物の位置	建築物の 主たる 用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	ザ・セレクトン高松		香川県高松市城東町一丁目5番1、7	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.01 Ctu・SD=0.562	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
2	高松国際ホテル 本館		香川県高松市木太町2191番1	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.01 Ctu・SD=0.46	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
3	高松東急REIホテル		香川県高松市兵庫町9番1、2、3、5、6、7、8、9	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso=1.13 Ctu・SD=0.485	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0
4	WeBase 高松		香川県高松市瓦町一丁目2番3外	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso=1.00 Ctu・SD=0.43	-	-	Z=0.9 Rt=1.0 G=1.0 U=1.0
5	リーガホテル ゼスト高松	鉄骨鉄筋コンクリート造部分	香川県高松市古新町9番1	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso=1.00 Ctu・SD=0.44	-	-	Z=0.9 Rt=1.0 G=1.0 U=1.0
		鉄筋コンクリート造部分			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.03 Ctu・SD=0.59	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0

Is/Iso:必要耐力に対する保有耐力の割合、Ctu・SD(Ct・SD):強度及び形状の指標、Z:地域指標、G:地盤指標、U:用途指標、Rt:振動特性係数

各診断方法に応じた構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、以下の附表により当てはめ、大規模の地震に対する安全性(Ⅰ～Ⅲ)を読み取る。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)		Is/Iso < 0.5 又は Ctu・SD < 0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.3・Z・G・U ≤ Ctu・SD
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	Is/Iso < 0.5 又は Ct・SD < 0.125・Z・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.25・Z・G・U ≤ Ct・SD
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	Is/Iso < 0.5 又は Ctu・SD < 0.125・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.25・Z・Rt・G・U ≤ Ctu・SD

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- (※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

【保育所】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	勅使百華保育園	香川県高松市勅使町955番5	保育所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.29 Ctu・SD=0.393	-	-	Z=0.9 G=1.0 U=1.0

Is/Iso:必要耐力に対する保有耐力の割合、Ctu・SD:強度及び形状の指標、Z:地域指標、G:地盤指標、U:用途指標

・各診断方法に応じた構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、以下の附表により当てはめ、大規模の地震に対する安全性(Ⅰ～Ⅲ)を読み取る。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso < 0.5 又は Ctu・SD < 0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0 ≦ Is/Iso かつ 0.3・Z・G・U ≦ Ctu・SD

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- (※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

【公益上必要な建築物】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	高松市庁舎	香川県高松市番町一丁目8番15	市役所	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	
2	高松高等・地方・簡易裁判所	香川県高松市丸の内1番36号	事務庁舎	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	GIs=1.001	-	-	I=1.0
3	高松法務合同庁舎	香川県高松市丸の内1番1	事務所	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	GIs=1.02	-	-	I=1.0
4	香川県庁舎東館(高層棟)	香川県高松市番町四丁目1番10	庁舎	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	

GIs:目標耐力に対する保有耐力の割合、I:重要度係数

・各診断方法に応じた構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、以下の附表により当てはめ、大規模の地震に対する安全性(Ⅰ～Ⅲ)を読み取る。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GIs < 1.0$
			$1.0 \leq GIs$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- (※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。